

第13回接続委員会 議事概要

日時 平成23年2月10日(木) 14:00～
場所 総務省第1会議室(10F)
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、佐藤委員、
関口委員、藤原委員、森川委員
事務局 桜井総合通信基盤局長、
(総務省) 原口電気通信事業部長、
前川総務課長、
古市事業政策課長、
二宮料金サービス課長、
吉田料金サービス課企画官、
安東料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)について

○ 総務省から資料説明が行われた後、自由討議が行われた。

【主な発言等】

東海主査：今回の申請に関しては、3つの大きな課題があると思う。一つ目は、「光の道」構想を受けた今後の電気通信市場環境の在り方を考慮した上で、今回の加入光ファイバの接続料に係る申請について議論していかなければならないということ。二つ目は、今回の申請は3年間の将来原価方式に基づいており、そこに年度ごとの段階的な乖離額調整を認めるかということ。三つ目は、分岐単位接続料の設定について、OSU共用の技術的課題等を検討しなくてはならないということ。そこで本日の接続委員会においてはそれらの課題に関して幅広く自由討議をして頂きたい。

[需要予測と乖離額調整制度について]

酒井主査代理：平成20年度から22年度の稼働芯線数の合計値が予測と実績において、NTT東日本で1割、NTT西日本で2割程度の乖離が発生しているが、その乖離の内訳はNTT利用部門のフレッツ光に係るものと他事業者のダークファイバに係るものとでどれくらいか。

事務局：NTT東西間において乖離の発生原因には若干の異なりがある。具体的には、NTT東日本については、ダークファイバ分を政策的要請により増

やしたことによる他事業者分の乖離が特徴的である。また、NTT西日本に関しては、利用部門と他事業者分ともに乖離が発生している。

酒井主査代理：了。そうだとすると今回の乖離が発生した原因については、NTTと他事業者のどちらか一方に非があるとは言えないということになる。また乖離額調整を認めない場合、乖離を極力発生させないようにするため、需要を少なめに見積もるといった危険性もあるということか。

事務局：ご指摘のとおり、乖離額調整を認めないこととした場合、一つの行動として、需要を少なめに見積もるといった可能性も考えられる。ただ、その場合、単金の上昇要因となりうる。

酒井主査代理：単金が増えると、スタックテストとの関係において、NTTが利用者料金を下げづらくなる要因にもつながることも考えられる。

事務局：フレッツ光契約数の純増数の予測値を平成23年度から25年度の3年間において、NTT東日本で各年125万、NTT西日本で各年85万と見積もっているが、この数値を現行算定期間における純増数の予測値と実績値のどちらとの比較において評価すべきか、また他事業者のダークファイバ需要の性質についてどのように考えるかといった点も想定されるところ、ヒアリング等の場で議論していただければと思う。

佐藤委員：理想としては予測値と実績値があまり変わらないようにインセンティブを付与することが重要である。現行算定期間における予測値と実績値の乖離についてはどのように評価するか。

事務局：一概に数字で比較することは難しい。例えばNTT西日本において利用部門の予測に乖離があるのは、当該エリアにおける他事業者との激しい競争の結果などが原因と考えられる。

佐藤委員：今回の申請におけるフレッツ光や専用線等の各需要の予測は、過去の需要の増加率に基づくものと平成23年度の事業計画に基づくものの2つの考え方を併用していると理解してよいか。

事務局：然り。平成19年度から平成21年度の間における芯線数の増加率や減少率を用いているのはシングルスターや専用線等に係るものである。また、フレッツ光とシェアドアクセスに係るものについては平成22年度事業計画を反映した予測となっている。

佐藤委員：平成22年度のフレッツ光契約数の実績純増数はどの程度になると見積もっているか。

事務局：平成22年度上半期の実績値はNTT東日本で56万、NTT西日本で43万となっている。通年で見積もるため単純に倍増したとしても今回の申請における各年度の需要予測には届かないが、NTT東西は平成22年度の需要実績をさらに伸ばすように努力していくとしている。今回の需要予測

をどのように評価するかは今後のヒアリング等を経て議論頂きたい。

東海主査：現行算定期間の乖離が何故発生したのかをしっかりと分析しなければ、次期接続料に乖離額調整を導入したとしても同じような結果になる可能性がある。

関口委員：乖離額調整の適用を全く認めないという立場ではない。ただ、接続料算定に将来原価方式を用いるのは、需要が安定していない時期に関してのみであるという前提に立てば、乖離額調整を制度として恒久的に認めることについては若干の疑念がある。このため、認めるにしてもあくまで前回認可時における特例措置を継続させるという形で認めるべきである。

藤原委員：今までの過去の予測値が実績値に達しなかった原因は何かということを探ることが必要である。ユーザにどのようなニーズがあるかを判断できた方がより正確な需要予測につながるため、接続委員会という場以外においても別途検討して欲しい。公益事業者が予測需要に対するリスクを負うことはよく聞く話である。ただ政治的な理由により接続料を低廉化して欲しいという要請が働いているのであれば、乖離額調整を認める必要性は高いのではないか。そうではなく、経営上想定されるリスクの範囲内である場合は、乖離額調整を恒久的な制度にする議論をする必要はないものと考えている。その点について、何か判断材料となる数値があったら教えてほしい。

事務局：昨年12月に公表された「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ」及び「光の道」構想に関する基本方針について」において今後の接続料の方向性について考え方が示されているところである。また、申請案に示された接続料水準に占める乖離額の割合は概ね1割から2割弱程度となっている。

東海主査：将来原価方式を前提に「基本方針」等に基づいて接続料の低廉化を図るためには、需要を多く見積もるか費用を少なく見積もるかしかない。しかしながら、意図的に数字を操作して低廉化を図り、そうした結果発生した乖離額を調整するのだとしたら歪んだ制度だと言わざるを得ない。接続料の低廉化については審議会等の全体としての流れではあるが、接続委員会においては純粋に接続料算定の在るべき姿を検討すべきである。

佐藤委員：アメリカの公益事業においては、規制対象となる事業者に対してコスト削減インセンティブ付与することに焦点をあてた規制を導入した経緯がある。日本においてもそういった乖離額を発生させない仕組みについて議論をしてもよいのではないか。

森川委員：技術的革新やキラーコンテンツの出現等によっては、需要はいろいろ変動するものである。

東海主査：今回の申請において算定期間を3年間とする法的根拠は満たしているものとしてよいか。

事務局：将来原価方式の算定期間は5年以内の範囲と省令に規定されており、要件は満たしている。

東海主査：乖離額調整を考える際に、次期算定期間において他事業者にとっての追加的な負担が生じる場合以外に、実績需要が予測需要を上回った際の負担を軽減する方向に働く場合も加味して議論を進めてよいか。

事務局：然り。

[分岐単位接続料について]

森川委員：分岐単位接続料の設定は、ブロードバンドサービスの整備率の上昇と利用率の上昇でいうと、後者に寄与する部分となろう。また、3年前の時点における議論と同じ点は、技術が依然として発展途上にあることで、3年前と違う点は、一芯を丸ごと借り受けて営業努力をしている接続事業者が現に出てきているということである。そのことを今回どのようにとらえるか。また、OSU共用は技術的に実現可能なものと理解しているが、コストの問題や事業者間調整の問題、マルチキャスト的なトラフィックを流すとユーザ単位あたりの使用できる帯域が減ってしまう問題がある。

酒井主査代理：NGN答申における分岐単位接続料の設定に関する3案のうち、検討するべきものはOSU共用ではないか。しかし、その場合においてもNTTを除いた複数の事業者のみで行うことについては問題ないが、NTTにもOSU共用を義務付け、将来提供されうるサービスに縛りを与えてしまうのは如何なものかと思う。

藤原委員：NCC各社によるOSU共用実験に対するNTTの反論はないか。

事務局：現時点で正式な反論はないと認識している。

東海主査：分岐単位接続料を設定することとNCC各社によるOSU共用実験は同じフェイズの議論ではないのではないか。

事務局：然り。OSU共用実験はNCC同士の芯線の共用について検証したもののあり、そこに分岐単位接続料を設定するという考え方も理論上ありうる。

関口先生：NTT東西の予測期間における1芯あたりの契約数の見込みは徐々に上昇する形となっているため、他事業者の1芯あたりの契約数も連動して上昇するものと考えたら、将来的に1芯貸し接続料におけるユーザあたり単価は下がるのではないか。そういった見込みがある中で、分岐単位接続料を導入すべきであるという主張をどこまで考慮すべきなのか難しいところである。また分岐単位接続料を設定したとしても単純に8分岐だからといって8分の1の値段にはならず、さらに現在申請を受けている1芯貸しの料金もそう高くないという状況下においてすら、分岐単位接続料の設定が求められる理由は、まとまってユーザを獲得しづらい新規参入事業者や地方の通信事業

者にとってメリットになる接続料メニューという位置付けになるからではないか。技術的側面のみならず、接続料設定が新規参入や地方における競争促進にどのように影響を与えるかについても議論していかなければならない。
東海主査：申請者であるNTT東西には各論点についてヒアリングの場ですっかりと説明頂きたい。

以上